

(様式第1号)

寒河江市公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

寒河江市公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

令和8年5月12日

寒河江市長 齋藤真朗

1 業務名

寒河江市住民票等コンビニ交付システム構築業務委託

2 業務の内容

市民が市役所に来庁せず、必要な時にコンビニエンスストアで証明書を取得することができ、また市役所窓口に設置した証明書自動交付機を市民が操作することにより証明書等の取得に係る時間の短縮による市民サービスの向上を図るとともに、窓口業務の効率化と職員負担を軽減することを目的とする。

3 業務の履行期間

(1) 契約期間

契約日の翌日から令和11年3月31日まで

(2) 交付システム構築期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

※ただし、交付サービスは令和9年2月1日から開始することとし、2月1日から2月26日までは先行稼働期間として運用しつつ最終検収を行うものとする。受注者は工程表を事前に提出すること。

(3) 運用保守期間

令和9年2月1日から令和11年3月31日まで(26か月)

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。

- (2) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 寒河江市業務委託契約約款第38条第1項第10号に該当するものでないこと。
- (4) 寒河江市契約に関する規則（平成9年市規則第12号）第25条第3項の規定による競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、登録されていない者であっても、参加申込書等の提出期限までに登録申請をし、本市が受理した場合は参加資格を有するものとする。
- (5) 協力会社がある場合、協力会社は（1）から（3）までの全ての要件を満たしていること。
- (6) その他、当該業務ごとに市長が別に資格を定めるときは、当該資格を有するもの。

5 手続き等に関する事項

(1) 担当課

〒991-8601

寒河江市中央1丁目9番45号

寒河江市デジタル戦略課

電話：0237-85-1917（直通）

(2) 参加申込書等

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加申込書（様式第2号）を次に掲げる期間内に提出するものとする。

- ア 受付期間 令和8年5月18日（月）から5月25日（月）まで必着（市の休日を除く。）
- イ 受付時間 午前9時から午後4時まで
- ウ 受付場所 (1)の担当課
- エ 受付方法 持参又は郵送（必着）による提出
- オ その他 「寒河江市住民票等コンビニ交付システム構築業務及び運用保守業務（長期継続契約）公募型プロポーザル実施要領」を確認し、質問書及び内容提案書等についても遺漏のないよう提出すること。

6 その他

- (1) 参加に関する経費は、すべて参加者の負担とする。なお、提出された内容提案書は返却しない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (4) 詳細はプロポーザル実施要領及び仕様書によるものとする。
- (5) プロポーザルの選定方法は、プロポーザル審査委員会において選定することとし、審査結果を通知するものとする。また、その参加者に対し、選定者の決定及び通知相手方の点数を通知するが、審査の過程については非公開とする。